

生駒市生涯学習施設(6施設)
指定管理者候補者選定報告書

令和2年11月10日

生駒市生涯学習施設指定管理者候補者選定に係る
生駒市プロポーザル審査委員会

1 経緯

本市の生涯学習施設のうち、たけまるホール、鹿ノ台ふれあいホール、生駒市図書会館、南コミュニティセンターせせらぎ、北コミュニティセンターISTAはばたき並びに芸術会館美楽来の6施設（以下、「生駒市生涯学習施設（6施設）」という。）について、現在の指定管理者の指定管理期間が令和2年度に終了することから、令和3年度から新たに5年間、引き続き地方自治法に基づく指定管理者による管理運営を行うこととし、外部有識者を含む「生駒市生涯学習施設指定管理者候補者選定に係る生駒市プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）」を令和2年8月7日に設置した。

その後、生駒市生涯学習施設（6施設）については、令和2年9月1日から同年10月2日までの募集期間を設け、応募者から提出された申請書類について、審査委員会として指定管理者候補者の審査、選定を行ったので、その結果を次のとおり報告する。

2 指定管理者候補者に選定した者

（名称）よしもと・南海共同事業体

（グループ代表団体）

名 称 株式会社よしもとデベロップメント
所在地 大阪市中央区難波千日前11番6号
代表者 代表取締役社長 神谷 信広

（グループ構成団体）

名 称 南海ビルサービス株式会社
所在地 大阪市中央区難波五丁目1番60号
代表者 代表取締役 沼守 則幸

（グループ構成団体）

名 称 株式会社よしもとブロードエンタテイメント
所在地 大阪市中央区難波千日前11番6号
代表者 代表取締役 仲 良平

3 応募の状況

（1）応募者 1団体（奈良県外1団体）

（2）提案内容等の概要

別紙「生駒市生涯学習施設指定管理者募集に伴う応募者からの提案内容等の概要」のとおり

4 選定方法等

「生駒市生涯学習施設指定管理者募集要項」に定める選定基準に基づき、応募者に審査を実施した上で、総合的な評価により選定を行った。

（1）選定の手順

① 応募書類の確認 **事務局**

募集要項に示した応募に必要な提出書類がすべて揃っていることを確認し、書類不備が確認された場合において、指示する期間内に補正等がなされない時は失格とする。

② 応募資格等の確認

ア 応募資格

応募時点において、募集要項に示した応募資格を有しない者は失格とする。

(応募資格)

生涯学習施設の管理運営を行う能力を有する奈良県又は大阪府若しくは京都府内に拠点となる事業所(本店所在地の場所は不問とします。グループで応募する場合はグループの構成員のいずれかが該当すること。)を置く法人その他の団体(以下「法人等」という。)で次の要件を満たすものとします。(個人での応募はできません。)

- ① 申請書類提出時において、入札参加停止措置を受けていないこと。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続き開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立てが行われているものでないこと。
- ⑤ 次に該当する法人等でないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)
 - ウ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人その他の団体
 - エ アからウまでに掲げるものの(以下「暴力団等」という。)の利益となる活動(暴力団等と取引をし、暴力団等に対し資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。)を行う法人その他の団体
 - オ 役員等(法人にあっては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団体にあっては代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。)が、暴力団等の利益となる活動を行う法人その他の団体
 - カ 役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係(相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような関係をいう。)を継続的に有している法人その他の団体。
- ⑥ 生駒市政治倫理条例(平成20年6月条例第25号)第16条に規定する法人等でないこと。

イ 指定管理料の超過

募集要項に示した指定管理料を超える提案がなされた場合は失格とする。

ウ その他の形式的要件

- A 複数の法人等がグループを構成する場合は、代表となる法人等を決定し応募すること。なお、グループの構成員となった場合は、別に単独で応募することはできない。また、他の複数グループの構成員になることもできない。
- B 本件に関し、審査委員会委員への接触の事実が認められた場合は失格となることがある。
- C 応募書類に虚偽の記載があった場合、その応募は無効とする。

(2) 1次審査(書面審査) **審査委員会**

1次審査(書面審査)については、提出された応募書類により書面審査を行う。ただし、応募者が5団体以下の場合は、1次審査を省略するものとする。

(3) 2次審査 **審査委員会**

1次審査通過者を対象に、プレゼンテーションによる審査を行う。

- ① プrezentationの方法

プレゼンテーションの方法は、以下の方法を標準として実施する。

プレゼンテーション時間	1団体当たりの時間は約45分とする。 ・応募者による説明 20分以内 ・質疑応答 15分 ・準備、片付け 10分
説明内容	提出された応募書類(事業計画書、収支計画書等)に沿った説明を求める。
参加者	1団体につき4名以内とする。

② 評価項目及び配点

募集要項に示した以下の「選定基準」によるものとする。

評価項目	配点
1 基本的な考え方 (1) 施設の管理運営に関する基本方針について	25
2 管理運営業務について (1) 組織・人員体制について (2) 維持管理全般にわたる基本方針について (3) 安全管理及び危機管理について (4) 利用料金について (5) 施設利用者を増加させる方法について	75
3 自主事業の取り組み (1) 生涯学習施設の設置目的を達成するための事業について (2) 施設利用者に対する新しいサービスの提案及びその他の自主事業の提案について	65
4 団体の安定性について (1) 団体の財政状況・経営状況について (2) 類似施設等の管理運営実績について	25
5 収支計画 (1) 収支計画について (2) 経費の縮減について (3) 施設管理運営経費総額を上回る収入があった場合の市と指定管理者との配分について	60
合計	250

③ 審査委員会による評価

審査委員会の各委員は、「選定基準」に掲げる評価項目ごとに、審査基準に定める評価の視点に基づき、評価を行うものとする。

(評価の特例)

評価項目「4 団体の安定性について」の「(1)団体の財政状況・経営状況について」は、専門知識を有する者が評価を行うものとする。

(4) 指定管理者候補者(優先交渉権者)の選定

2次審査の得点が最も高い応募者を指定管理者候補者(優先交渉権者)に、次順位の応募者を次点交渉権者として選定する。

(5) 指定管理者候補者(優先交渉権者)の位置づけ等

指定管理者候補者(優先交渉権者)の選定については、協定内容等の交渉の第一優先交渉権者を付与するものであり、一定期間内に合意に至らなかった場合は、次点交渉権者に交渉権者が移行するものとする。

(6) 審査委員会の会議の公開等

① 会議等の非公開

審査委員会の会議及び委員名は非公開とする。

(理由)

審査委員会における審査は、法人等の指定管理者候補者としての妥当性及び適合性を審査するものであり、会議を公開した場合、委員への干渉や応募団体の技術、信用情報に関する内容など法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、委員名と併せて原則として非公開とする。

② 審査の結果及び経緯

審査結果、得点(評価項目ごとの得点及び合計得点。)、選定理由及び審査の経緯(会議での主な意見、講評等)は、報告書にまとめた上で市のホームページで公開する。

5 選定までの経緯

(1) 募集要項等の配布 令和2年9月1日(火)～令和2年10月2日(金)

(2) 応募締切日 令和2年10月2日(金)

応募者数 1 団体

(3) 審査委員会の開催

第1回 令和2年 8月 7日(水)

生駒市生涯学習施設指定管理者募集要項及び仕様書、審査評価基準等についての審議
募集要項中、管理の基準にかかる質問や選定基準の見直しについて意見をいただいた。

第2回 令和2年10月28日(水)

2次審査(プレゼンテーション)

指定管理者候補者を選定

6 選定の結果

(1) 形式的要件等の確認

応募者について、募集要項に定める応募資格を具備し、申請書類の不備や指定管理料の超過等の失格となる状況がないことを確認した。

(2) 1次審査の省略及び2次審査の結果

応募者が5団体以下であったことから1次審査を省略し、2次審査を行った。

審査委員会による審査結果は、次表のとおりである。

なお、応募者が1団体であったことから、応募者の指定管理者としての適格性を判断することとし、指定管理者候補者として、よしもと・南海共同事業体を選定することとする。

生駒市生涯学習施設(6施設) 審査結果			
評価項目	配点 (1名)	配点 (委員5名 合計)	得点
1 基本的な考え方	25	125	106.25
(1) 施設の管理運営に関する基本方針について	25	125	106.25
2 管理運営業務について	75	375	271.25
(1) 組織・人員体制について	20	100	75
(2) 維持管理全般にわたる基本方針について	15	75	56.25
(3) 安全管理及び危機管理について	20	100	70
(4) 利用料金について	10	50	32.5
(5) 施設利用者を増加させる方法について	10	50	37.5
3 自主事業の取り組み	65	325	273.75
(1) 生涯学習施設の設置目的を達成するための事業	55	275	233.75
(2) 施設利用者に対する新しいサービスの提供及びその他応募者が任意に提案する事業について	10	50	40
4 団体の安定性	25	125	70
(1) 団体の財政状況・経営状況について	15	75	37.5
(2) 類似施設の管理運営実績	10	50	32.5
5 収支計画	60	300	122.5
(1) 収支計画について	15	75	45
(2) 経費の縮減について	30	150	25
(3) 施設管理運営経費総額を上回る収入があった場合の市と指定管理者との配分について	15	75	52.5
合計	250	1,250	843.8

※合計得点において、小数点第2位を四捨五入しています。

(3) 選定理由

- ・現在の指定期間における実績を有し、市民ニーズに応じた安定した施設管理運営を行っていること。
- ・設置場所や規模、特色の異なる6施設を一括して管理運営を行うことについて、実効性のある組織・人員体制の提案がなされていること。
- ・施設のライフサイクルコストの低減や、数値目標を示した省エネルギーの取組を積極的に行う旨の提案がなされていること。
- ・現行の夜間割引を含む利用料金制度や施設利用にかかる手順を継承する旨の提案がなされていること。
- ・施設を利用する市民団体との連携を意識した情報発信のほか、寿大学との連携や市民の生涯学習活動の支援を積極的に行う旨の提案がなされていること。
- ・事業者独自の特色や強み、ノウハウを生かし、多様かつ魅力的な芸術文化鑑賞事業の提案がなされていること。
- ・生涯学習活動の振興に関する自主事業の提案において、大学と連携した教養講座の開催や、市民を運営に巻き込んだ文化祭事業の実施など、さまざまな主体との連携・協働による事業の提案がなされていること。
- ・施設で行われる「市民みんなで創る音楽祭」などの市主催の事業に対するこれまで以上の運営面での協力を申し出ていること。
- ・省電力・ユニバーサルタイプ・災害対応の自動販売機の設置について提案がなされていること。
- ・施設照明の LED 化や案内サイン・点字表の追加など、施設の改善に向けた自主的な投資の提案がなされていること。
- ・SNS や YouTube 等を活用して、生涯学習施設や事業の PR だけでなく施設の利用団体の活動紹介など、生駒市の生涯学習・文化芸術に関する総合的な情報発信のプラットフォームを構築する旨の提案がなされていること。
- ・市制 50 周年に関連した自主事業の取組について、多様な公演等の提案を行うほか、生駒山上遊園地や宝山寺といった生駒の観光名所と連携した新たな事業の提案がなされていること。

以上の点から、本施設の管理運営についてより積極的な姿勢が見られる点を高く評価し、よしもと・南海共同事業体を指定管理者候補者に選定したものである。

【資料】

生駒市生涯学習施設指定管理者募集に伴う応募者からの提案内容等の概要

生駒市生涯学習施設指定管理者募集に伴う応募者からの提案内容等の概要

よしもと・南海共同事業体

項目	提案内容
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・事業コンセプトは「あこがれる街いこま」 ・貸館利用がなくとも常に賑わいのある施設の実現 ・市民の文化・生涯学習活動の積極的な情報発信やアウトリーチ活動による指定管理者の枠を越えた生駒市との文化振興の協働 ・利用者第一目線でサービスを考え、市民に親しまれる施設運営により利用者増を図る
管理運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ・統括責任者(たけまるホール館長)の他、全施設に施設責任者となるマネージャー、リーダーを各1名配置 ・9時～17時30分の時間帯について、各施設3名以上の勤務体制による来館者対応 ・構成企業により、舞台・音響、施設管理、清掃、警備の各業務を担当 ・職員に対する接遇やコンプライアンス、個人情報保護、防災、人権等各研修の実施 ・6施設の責任者による定期的な情報共有を通じた施設間の連携強化、課題の明確化
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全確保と安心・快適性の向上 ・「施設管理台帳」に基づく施設設備の適正な管理と施設の長寿命化 ・「予防保全」を基軸とした維持管理によるライフサイクルコストの縮減 ・省エネルギー活動の推進(令和元年度水光熱実績から最低3%縮減の目標を設定)
	<ul style="list-style-type: none"> ・設備や機器類の日常点検と記録と安全対策の実施 ・来館者への積極的な声掛けや地域との連携による防犯体制の強化 ・事故・災害緊急マニュアルの作成及び緊急連絡体制の整備、定期的な訓練の実施 ・傷病者対応への用品等の備え、AEDの設置 ・「個人情報保護方針」に基づく厳格・適正な取扱い及び市条例・規則に基づく情報公開
	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の利用料金や施設利用にかかる手順を継承
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の活動に関する情報の収集と整理を行い、発信・提供する“情報ステーション”としての役割を強化 ・図書館やいこま寿大学などと連携した取組による文化・サークル活動の活性化 ・HP や紙媒体等による「必要な情報が適時、適切に伝わる広報システム」の構築 ・来館者と職員とのコミュニケーションの充実と、アンケート等による利用者満足度の把握や意見収集及び施設改善への反映
自主事業	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽、演劇、演芸、映画等、市民が幅広い文化芸術に親しむ機会の提供 ・市民自らが文化芸術活動の担い手となる機会の提供 ・地元アマチュアの文化芸術活動の支援、地元アーティストの発掘、育成 ・大学と連携した、生駒や奈良の郷土に関する教養講座の開催 ・市民の参画により市民目線でプロデュースする文化祭の開催や、まちづくりの活性化につながる人材の発掘 ・市の主催事業(市民みんなで創る音楽祭)やいこま寿大学の運営へのさらなる協力 ・飲料自動販売機の設置(省電力、ユニバーサルタイプ、災害対応) ・施設照明のLED化や案内サイン・点字表の追加など、施設の改善に向けた投資 ・YouTubeチャンネルの開設による施設や事業の PR のほか、生涯学習活動や生駒の街・商店等の紹介などの情報発信
	<ul style="list-style-type: none"> ・生駒市制 50 周年記念事業とした自主事業の実施による市制 50 周年の PR と市の活性化への貢献 ・宝山寺や近鉄グループ(ケーブルカー、生駒山上遊園地)、生駒商工会議所との連携による「生駒をもっとメジャーにする大作戦」の取組
経費の縮減	1,655,940 千円(年額 331,188 千円×5年)
経費を上回る収入があった場合の市との配分割合	50%を市に配分